

DC拠出限度額の引上げにかかる 政令改正の公布について(DC)

対象先

DB年金

厚生年金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

資産運用

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- ▶ 本日、標記につき政令が公布されましたのでご案内致します。
平成26年度税制改正大綱^{※1}において措置を講ずることとされたDC年金の拠出限度額の引上げを行うものです。
(施行日：平成26年10月1日)
- ▶ 拠出限度額の改正の内容は以下の通りです。
 - ①他の企業年金等^{※2}を実施していない場合
月額51,000円 → 月額55,000円
 - ②他の企業年金等を実施している場合
月額25,500円 → 月額27,500円
- ▶ 政令内容は、4月の意見募集^{※3}時のものから変更ありません。

※1 [年金ニュースNo.353](#)ご参照

※2 確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済

※3 [年金ニュースNo.363](#)ご参照